

うきは市ネーミングライツパートナー募集要項

1 趣旨

うきは市では、民間の資金を活用して公共施設の持続可能な維持管理を行い、公共施設利用者に対するサービスの一層の充実を図るとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供するため、公共施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を付与する民間事業者（以下「パートナー」という。）を募集します。

パートナーは、公共施設に企業名、商品名等の愛称を標示することにより、企業等を幅広くPRすることができると同時に、行政への経済的支援や社会貢献活動を行うことができます。

2 施設の概要（対象施設）

（1）文化施設

対象施設名称	うきは市文化会館
対象施設所在地	うきは市吉井町1001番地4
施設用途	公会堂
施設概要	鉄筋コンクリート造2階建 2252.27㎡ 昭和60年供用開始、約600名収容可 グランドピアノ、照明・音響設備あり 楽屋2室、練習室2室、 etc.
近年の利用件数	令和6年度延べ977件
近年の主な行事	市主催：市民文化祭、人権セミナー、市民大学学習発表会、 etc. 民間主催：ピアノ発表会、企業株主総会、 etc.

（2）体育施設

対象施設名称	うきは市立総合体育館
対象施設所在地	うきは市浮羽町朝田215番地
施設用途	社会体育施設（健康増進施設含む）
施設概要	敷地面積24,853.00㎡、建築面積 7,265.21㎡ メインアリーナ棟、多目的アリーナ棟、温水プール棟、トレーニングルーム棟、 etc.
近年の利用人数	令和6年度延べ122,812人
近年の主な行事	市主催：うきは祭り、学童水泳記録会、ソフトバレー大会、 etc. その他：各競技大会、 etc.

（3）体育施設

対象施設名称	うきは市スポーツアイランド
対象施設所在地	うきは市吉井町千年1166番地

施設用途	社会体育施設
施設概要	敷地面積 63,135.10㎡、建築面積 427.12㎡ 野球場（硬式野球可）、ソフトボール場、多目的グラウンド、テニスコート4面、etc.
近年の利用件数	令和6年度延べ928件
近年の主な行事	市主催：うきは市ロードレース大会、民間主催：各野球大会、etc.

3 応募条件

上記対象施設のいずれか1つの施設とします。

4 契約期間

契約期間は基本5年とし、契約締結日から5年を超えない年度末(3月31日)までとします。

5 命名権の対価（ネーミングライツ料）

(1) 命名権料は、

文化施設・体育施設とも年額100万円以上（消費税及び地方消費税は別途）とします。

(2) 命名権料の支払いは基本的に年度払いとします。ただし、パートナーとの協議により一括払いとすることもできます。

(3) 命名権料は、市が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとします。

6 愛称の基本的条件

(1) 対象施設の名称に、企業名・商品名などを冠した愛称を付与し施設の名称として使用できます。また、施設の壁面や案内看板に愛称を標示することができます。

(2) 愛称は条例で定める施設の正式な名称とは異なります。

(3) 愛称は日本語及び英語アルファベットにより標記可能です。

(4) 応募する愛称が、市民や利用者の混乱を招くおそれや、施設利用上支障となるおそれがある場合は、その愛称について協議する場合があります。

(5) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。ただし、市が認めた場合はその限りではありません。

(6) ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

(7) 決定した愛称等に関する知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）は、市が無償で使用できるものとします。

(8) 愛称使用における具体的な条件

①施設の運営・管理、経営等に影響を与えないものであること

②民間施設を含む他の施設等と混同するような愛称は付けないこと

③うきは市以外の地域を連想させるような名称や、品位、公共性、公益性に欠けるような名称でないこと

④うきは市広告掲載要綱第4条各号に規定する掲載基準にいずれも該当しないものであること

と

- ⑤愛称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する内容になっていないこと
- ⑥対象施設が指定管理者制度導入施設である場合、指定管理を妨げたり、指定管理者と競合するような愛称でないこと
- ⑦以下の条件のいずれにも該当しないこと
 - ア 法令等に違反するもの
 - イ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - ウ 人権侵害となるもの
 - エ 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
 - オ 良好な環境又は風致を害するもの
 - カ 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
 - キ 青少年の健全な育成の観点から適切でないもの
 - ク 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
 - ケ 愛称に係る事業の内容をうきは市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの
 - コ 社会問題についての主義主張に関するもの
 - サ 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
 - シ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ス うきは市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当する事業者の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
 - セ その他市が不相当と認めるもの。

(9) 文字の色は鮮やかすぎない落ち着いた色の単色とします。ただし、蛍光色、反射性のある色は使用できません。なお、対象施設または案内看板設置場所が「伝統的建造物群保存地区」もしくは「町並み保存地区」に位置する場合は、それぞれの保存条例に照らし、必要に応じて協議することがあります。

(10) 福岡県屋外広告物条例施行規則（平成14年福岡県規則第55号）別表における規格を満たすものとします。また、うきは市景観条例に照らし、必要に応じて協議することがあります。

(11) 標示方法は、標示面にシールの貼り付け又は塗装もしくは案内看板の設置を標準としますが、市とパートナーで協議の上決定するものとします。

(12) 使用開始時期は原則令和8年4月1日からとしますが、愛称が決定されたのち、市とパートナーで協議の上、準備期間を考慮し決定するものとします。

7 ネーミングライツパートナーの特典

(1) パートナーの管理する広告媒体（ホームページ等）で、パートナーであることを掲載することができます。

(2) 市は、広報紙やホームページなどを通じて、愛称の普及と定着を図るとともに、市の製

作、使用する印刷物についても愛称を使用します。また、報道機関等を通じて愛称の周知を図ります。

(3) 市（指定管理者）と協議・調整の上、無料でイベントや催しもの等で対象施設を優先的に使用することができます。（具体的な内容、回数等は市（指定管理者）と協議の上、決定することになります。）

(4) その他、希望する特典等（付帯条件）があればネーミングライツ応募の際、提案することができます。（提案された内容は審査項目の対象とします。）

※愛称使用開始以降に開催されるイベントや催しものであっても、ネーミングライツパートナー決定時に、イベントや催しものの主催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに愛称を表示することはできません。

8 愛称標示に係る諸経費の負担

愛称の標示及び契約終了時の撤去は、パートナーが施工するものとします。別途、官庁許可申請等が必要な場合は、許可申請に係る手数料も全てパートナーの負担となります。

区 分	費用負担	
	パートナー	市
愛称の新設及び変更（工事、維持管理含む。）※1	○	
愛称使用期間終了後の原状回復	○	
パンフレットや封筒等の印刷物や市のホームページの表示変更※2		○
その他定めのない費用負担	○	

※1 標示を新設する場合は、設置の可否について協議の上決定します。

※2 市で発行・掲示している印刷物等については、残部数や改訂時期などを勘案し、協議の上変更します。

9 地域貢献の提案

パートナーとして、対象施設及びその周辺の清掃美化活動など、地域貢献の場として活用する提案を期待しています。この活動実績については、市ホームページでも紹介する予定です。

10 応募資格

応募資格については、うきは市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた会社・団体等の法人で、次の条件を満たすものとします。

- (1) 政治団体、宗教団体、公職にある者が役員を務める団体でないこと。
- (2) 日本国内に登記簿上の本店、支店、営業所又は事務所を有していること。
- (3) 法人税、法人事業税、法人住民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 経営状況（財務状況）及び経営組織等企業の経営全般において健全な法人であること。
- (5) 次の①から⑯までのいずれにも該当しないこと。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- ②貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
- ③投機的商品に関する業種
- ④債権取立て示談引受け等に関する業種
- ⑤インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）に規定するインターネット異性紹介事業
- ⑥規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- ⑦法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- ⑧前各号に掲げる業種又は事業者をあっせん又は紹介する業種又は事業者
- ⑨民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- ⑩うきは市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員に該当する事業者
- ⑪法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- ⑫行政機関からの行政指導を受け改善がなされていない事業者
- ⑬市の指名停止を受けている事業者
- ⑭うきは市税及び県税・国税を滞納している事業者
- ⑮対象施設が指定管理施設の場合、指定管理者の事業目的と競合関係にある事業者
- ⑯その他、市の公共施設等を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

1 1 申込方法

(1) 申込受付期間

令和 7 年 9 月 1 6 日（火）から令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金）まで

(2) 申込方法（郵送又は持参）

①郵送する場合

簡易書留とします。

〒839-1321 うきは市吉井町 983-1

うきは市教育委員会 生涯学習課スポーツ文化振興係

②持参する場合

生涯学習課スポーツ文化振興係（るり色ふるさと館）にご持参ください。

※受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(3) 提出書類の配布等

募集要項、提出書類の様式、その他公募に関する資料は、市のホームページからダウンロードしてください。窓口での配布は行いません。

(4) 提出する書類（様式第 1 号～第 3 号）

応募者は次の書類を 2 部（正本 1 部、副本 1 部）ご提出ください。

応募に関する費用は、すべて応募者の負担となります。提出、提案にあたっては、関係法令、

市条例、規則および要綱等を遵守するとともに、公正な公募を阻害してはなりません。

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③会社概要（※本店・営業所の所在、雇用人数がわかるもの）（任意様式）
- ④役員名簿（様式第3号）
- ⑤地域貢献活動の実施状況（任意様式）
- ⑥直近2年分の決算書（損益計算書、貸借対照表含む）
- ⑦法人登記記載事項全部証明書（※発行後3か月以内）
- ⑧印鑑証明書（※発行後3か月以内）
- ⑨うきは市税・県税・国税の滞納がない旨の証明（※発行後3か月以内）
- ⑩社会貢献活動提案書（任意様式）
- ⑪デザイン案（任意様式）

その他提出書類の留意事項は下記のとおりです。

- (ア) 提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市が本募集に関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本件に係る情報公開請求があった場合には、うきは市情報公開条例に基づき、応募者の承諾を得ずに提出書類を公開することがあります。
- (イ) 提出書類に含まれる商標権等の各法令に基づき保護の対象となっているものの使用により生じる責任は、応募者が負うものとします。
- (ウ) 提出書類は、本募集に係る目的以外では使用しません。また、提出書類は返却しませんのでご注意ください。

(5) 参加資格の取消および参加の辞退

①参加資格の取消

- (ア) 提出された書類に虚偽の記載等が判明した場合
- (イ) 参加申込書提出後に応募資格を満たしていないことが判明した場合

②参加の辞退

参加申込書提出後、参加を辞退する場合は、速やかに提出先へ電話等により一報のうえ、「参加辞退届（任意様式）」を提出してください。

1.2 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

令和7年9月16日（火）から令和7年10月17日（金）まで

(2) 受付及び回答の方法（郵送又は持参）

任意様式（FAX 番号記載のこと）により、「10 申込方法」記載の場所へ提出してください。回答はFAXにより、令和7年10月21日（火）までに一斉に行います。なお、期限後の質問には一切回答しません。また、回答に対する質問は受け付けません。

1.3 選定方法

選定は、うきは市広告掲載要綱第7条・第8条に基づき「うきは市広告審査委員会」で審査し決定します。提出された書類をもとに、次の項目について総合的に採点を行い、ネーミングライツパートナー候補者（優先交渉権者）を決定します。

(1) 審査項目

	審査項目	配点
1	応募者の安定性、適格性 (経営状況、パートナーとしてのふさわしさ、地域との関係性、地域におけるイメージ)	30
2	愛称の内容 (ふさわしさ)	15
3	ネーミングライツ料 (市の財源確保に寄与しているか)	40
4	その他導入と合わせて実施したい社会貢献 (公共の福祉の増進に寄与しているか)	15
	合計	100

(2) 選定結果の通知

選定結果は、全ての応募者に通知します。

(3) ヒアリングの実施

必要に応じてヒアリングを行う場合があります。その場合は別途通知します。

(4) その他

- ① 応募者が1者の場合においても、審査を実施します。
- ② 審査の結果、一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、パートナーを選定しないことがあります。
- ③ 選定結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。
- ④ 選定結果については、市のホームページで公表します。
- ⑤ 3つの施設においてパートナーの選定を行いますが、応募者がいない施設があり、他方の施設のパートナーに選定されなかった応募者があった場合に限り、その応募者と未選定施設におけるパートナー選定の協議を行うことができるものとします。

1.4 優先交渉権者（次点者を含む）との協議、契約

(1) 契約締結に向けた手続き

選定結果を受けて、募集要項と合わせて公表する契約書（案）を基準とし、優先交渉権者と契約締結に向けて協議を行います。協議が整えばパートナーとして契約を締結します。

候補者との協議中に合意の可能性がないと市が判断した場合には、優先交渉権者との協議を打ち切り、次点者と契約内容について協議を行うものとします。

なお、契約締結までの間に、優先交渉権者（次点者を含む）が本要項の条件等を満たさなく

なった場合は、契約を締結しないことがあります。

(2) 調印式等の開催

契約の締結にあたって、パートナーの決定と愛称を広く周知するため調印式等を開催します。詳細については別途協議します。

(3) 契約の解除

契約締結後でも、パートナーの事情により本要項の条件等を満たさなくなった場合は、契約を解除することがあります。その場合には、既納のネーミングライツ料は返還しません。また、既に標示等を変更していた場合には、速やかに原状回復を図るとともに、その原状回復にかかる費用は、パートナーの負担となります。

(4) 契約の更新

市とパートナーは、契約期間満了の12か月前から、契約の更新についての協議を行うものとし、更新する契約条件については、原則、更新前を基準とし、契約期間満了の6か月前までを目途に合意を図るものとし、なお、契約の更新期間は5年間を限度とします。

1.5 結果の公表

契約の締結に先立ち、ネーミングライツパートナーの決定について、次のとおりその結果を速やかに公表します。

(1) 公表の内容

- ①ネーミングライツパートナーの名称
- ②契約期間
- ③ネーミングライツ料
- ④その他情報

(2) 公表の方法

市ホームページ及び市広報紙に掲載するとともに、報道機関に投げ込み等を行います。

1.6 問合せ先

〒839-1321 うきは市吉井町 983-1

うきは市教育委員会 生涯学習課スポーツ文化振興係

電話：0943-75-3343 FAX：0943-76-4724

メールアドレス：supobun@city.ukiha.lg.jp